

監査対象機関名	健康課
監査実施年月日	令和4年1月14日(金)、21日(金)
監査の結果	措置の状況
<p><b>ひとり暮らし高齢者の見守り・健康相談及び健康コールセンター事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業の実施にあたり、会計年度任用職員を1名雇用しているが、人事担当課に職員採用を依頼する際に、採用が必要となる理由及び雇用条件等を記した依頼文書がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時的な事業にかかる会計年度任用職員の雇用に関しては、必要に応じて人事担当課とヒアリングにより調整を図っているため、依頼文書の提出は必要がないものと考えています。</li> </ul>
<p><b>健康グッズ支給事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千早赤阪村健康グッズ支給事業業務委託契約(令和2年8月11日付け)については受託業者から第三者に業務を再委託しているが、業務完了時において、受託業者に対する検査は行われているものの、再委託先の業者に対する検査が行われていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本契約においては業務完了時において適切に業務が履行していることを確認し再委託先の業務も含めて検査しているものと判断いたします。</li> </ul>
<p><b>国保診療所感染対策事業について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千早赤阪村国民健康保険診療所改修工事の実施に係る設計や検査は担当課に属する職員によって行われており、それ自体は現行の財務規則に即して執行がなされていることを認めるが、このような専門的技術に対する見識を必要とする業務に対しては、業務の質を担保するためにも、適当な資格を所持した職員によって行われるよう検討されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の質を担保するためには、技術職や民間事業者への委託に依るなど幅広い手法の中から、今後本村にとってどのように選択することが適切なのかを検討いたします。</li> </ul>

監査対象機関名	教育課
監査実施年月日	令和4年2月10日(金)、18日(金)
監査の結果	措置の状況
<p><b>学校給食安心安全事業（その5）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費補助事業は、令和2年度では新型コロナウイルス感染症対策事業として全額無償化を実施しているが、千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱及び補助金の額を定めている千早赤阪村学校給食費取扱規程にはそれを記した文言がないため、学校給食費の全額無償化事業の施行に対する可否を判断した決裁書類が必要となるのではないか。</li> </ul>	<p>千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱の改正により無償化を実施し、要綱改正起案の改正理由に無償化を実施する旨明記しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費補助事業の根拠法令となる千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱第4条によると、交付を受けようとする保護者から交付手続き等に係る一切の権限の委任を受けているのは教育長であるため、交付申請を行うことができるのは金額の多寡によらず受任者である教育長のみと考えられるが、令和2年度の交付申請は金額によって村長が行っている場合と教育長が行っている場合とが混在している。</li> </ul>	<p>今後、交付申請等、交付手続きについては全て教育長が行うよう統一します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校給食費補助事業の補助金の額は、千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱第3条によると、千早赤阪村学校給食費取扱規程の別表第1及び別表第2に定める給食費の額とするとあるが、補助金の額のような補助事業の執行において重要となる内容は、別の規程に定めるのではなく、要綱自体に定めておくべきである。</li> </ul>	<p>千早赤阪村こごせっ子学校給食費補助金交付要綱の改正を行い補助金の額を定めました。(令和4年3月24日交付)</p>

監査の結果	措置の状況
<p><b>子ども・子育て支援交付金について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度の学童保育連絡協議会補助金の変更申請分7,358円は、年度最終日となる令和3年3月31日付けにて概算払いの支出負担行為を行い、出納整理期間である同年3月25日に支出命令を行い、同年5月28日に精算処理が行われている。概算払とは、その支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出することをいい、また額の確定は年度末までに行わなければならないが、年度最終日に概算払いを執行することは制度になじまないのではないか。また、当該経費に係る予算は9月議会の補正予算にて議決されているのにも関わらず、事業執行は年度最終日となっており、事業執行までに時間がかかり過ぎている。</li> </ul>	<p>補助金の変更申請分の書類提出が、実績報告と同時に提出されたため、事務処理が遅れたものです。今後は申請者への指導を行い適切な事務処理に努めます。</p>